

# 地方とともにつくる新しい日本のかたち

## ～地方分権改革の着実な推進を～

平成 25 年 5 月  
全 国 知 事 会

先の総選挙に際しては、国・地方で一致協力して取り組むべき項目について、政権公約への反映を度重ねて要請してまいりました。政権交代後初めてとなる全国規模の国政選挙にあたり、総選挙時に示された政権公約を具体化し、地方分権改革の着実な推進等を図るために必要な項目について選挙公約に盛り込んでいただくよう改めて申し入れます。

なお、選挙公約に対し当会としての評価を行い公表していくことを予定しておりますので、御理解、御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 1 地方分権改革の強化

- ・ 真に自立した新たな地方自治制度を確立するため、国・地方の抜本的な構造改革を進め、中央省庁を抜本的に見直し、権限・財源を一体として地方へ移譲するなど、国のかたちを変える地方分権改革を積極的に推進すること。
- ・ 国の出先機関のブロック単位での丸ごと移管を推進するための法律を早期に制定するとともに、直轄道路・直轄河川やハローワークなどの事務の移管を実現し、地域の実情に応じて国の出先機関移管を断行すること。
- ・ 地域の実情に応じた行政サービスを実現するとともに、地方や民間の力を引き出し、地域に活力や元気を生み、地域経済の再生につなげるため、農地転用など土地利用規制や、保育所など福祉施設に関する義務付け・枠付けなどの見直しを、政府の責任において確実に進めること。
- ・ 道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させてはならず、この間も国から地方への権限移譲、義務付け・枠付けの見直しなど地方分権改革を着実に推進させること。

### 2 地方安定財源の確保

- ・ 地方交付税は地方共通の固有の財源であり、国が地方に対して地方公務員給与の引き下げを要請する手段として一方的に行った地方交付税の削減は二度と行ってはならないこと。
- ・ 累増する臨時財政対策債について、そのあり方の全面的な見直しを行うとともに、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、地方交付税について法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行い、安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

- ・ 地方法人課税のあり方の見直しや、地方消費税の充実を含む税制抜本改革により、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築し、地方税財源の充実強化と偏在の是正のための仕組みを早期に実現すること。  
 なお、改革に当たっては、地方法人特別税が暫定的な措置として導入されたことに鑑み、改革のもたらす効果を見極めつつその廃止等を図ることを基本として検討すべきであること。
- ・ 国民誰もが安心できる持続可能な社会保障制度の構築に向け、地域の現場に即した制度となるよう、地方の声を十分に反映させた改革を進めるとともに、地方公共団体が安定的に制度運営できるよう、地方消費税を含む税制の抜本見直しや地方交付税の充実など、地方税財政の強化を図ること。

### 3 国と地方の協議の場の充実

- ・ 法定化された「国と地方の協議の場」に、「日本再生デザイン」で提案した「この国のかたち」や、これからの国と地方の関係、「道州制」を含めた統治機構のあり方、地方分権改革の進め方などについて幅広く協議する「国のかたち分科会（仮称）」を設置すること。
- ・ 特に、税制改正、地方財政対策及び今後の国・地方の公務員の総人件費や給与制度に関する「地方税財政分科会（仮称）」や社会保障制度改革に関する「社会保障分科会（仮称）」など分野別の常設分科会を設置すること。

### 4 震災復興・災害に強く安全で活力ある国土づくり

- ・ 大規模災害により被災した住民の円滑な生活再建と被災地域の早期復旧・復興を推進するため、復興交付金等を包括交付金化し、被災自治体及び避難者受入自治体が主体的な判断で復旧・復興事業を実施することを可能とすること。
- ・ 東日本大震災を踏まえた新たな被害想定に基づき、巨大地震及び津波対策の加速化と抜本的な強化を図るため、「南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）」及び「首都直下地震対策特別措置法（仮称）」を制定すること。
- ・ 広く国民の理解が得られる中長期のエネルギー政策の方針を早期に確立するとともに、地域条件を十分考慮したシビアアクシデント対策、高経年化原子炉対応等の安全対策の強化、再稼働に関する納得の得られる判断、原子力発電所の周辺自治体が講じるべき対策の明確化及び必要な財政措置、使用済燃料の処分方法の確立、原子力防災対策の強化を確実に進めること。
- ・ 多様な国土軸は、日本再生の「背骨」であり、国土のリダンダンシーの観点から、高速交通網の整備による日本海国土軸、太平洋新国土軸や北東国土軸など多重型国土軸による新たな国土構造を構築すること。

- ・ 大規模災害によるあらゆる被害を最小限にするため、国による法整備、財政的支援の下、国と地方が一体となり、全国の緊急防災・減災事業を展開すること。

## 5 道州制

- ・ 道州制の検討に当たっては、道州制の姿やメリット・デメリット等について、国と地方の両者が共通の認識を持って検討していくことが不可欠であり、「国と地方の協議の場」に分科会を設けるなど、当事者たる地方の意見を十分反映すべきであること。
- ・ また、導入の是非について国民が適正に判断できるよう情報を適宜公表し、拙速に進めることなく、国民的議論を十分に尽くすこと。
- ・ 道州制は、国と地方双方の政府を再構築するものであることから、単なる都道府県合併や、都道府県解体による中央集権型の道州形成となってはならず、「国の出先機関の廃止」は当然のこと、「中央府省」の解体再編を含めた中央政府そのものの見直しが大前提でなければならないこと。あわせて、先行モデルとして受け皿となる意欲のある地方への国の出先機関の移管についても推進すること。
- ・ 各道州間・同一道州内における一極集中の防止や格差是正のための方策として、財政調整のあり方を含め、具体的にどのような方策があり得るのか示すこと。
- ・ また、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、国の役割は外交、防衛、司法など本来果たすべき役割に重点化するとともに、基礎自治体へ都道府県から事務を承継させる場合には、適切に処理するために必要となる行財政基盤の強化、事務処理方策や補完のあり方などの具体的な方向性を示さなければならないこと。

## 6 地方自立自治体

- ・ 全国一律ではなく、各地域が自らの地域のあり方を選択・決定できる仕組みを導入すること。まずは、設置が義務づけられている教育委員会を選択制とすること。
- ・ 地域の力を引き出し、課題解決、経済の活性化・成長に結びつけるため、各種規制の特例措置を原則として認めることを基本とし、地域の自主性と責任の下での施策展開を可能とする「スーパー総合特区（仮称）」を創設すること。

## 7 地域経済対策と雇用対策

- ・ 地域経済・雇用の活性化対策を迅速に実施するため、震災被災地の産業復興の促進や、中小企業の発展を支えた上での成長分野の規制緩和や、防災対策に重点を置いた公共事業推進等の地域経済対策を推進すること。
- ・ 雇用を維持、創出し、若年者や高齢者、女性、障がい者などの就業支援を充実するため、「雇用創出基金」など地方の自主性が発揮できる財源を確保・充実すること。
- ・ 自立した、成長するグローバルな地域社会の形成により日本経済の再生を成し遂げるため、地域の多様性に基づくイノベーションと新産業の創出やグローバル社会に対応した人材の育成・集積を図ること。

## 8 TPP協定への対応

- TPP協定が地方の経済活動や国民生活に与える影響、関係国との協議内容などについて、今後、国民に対する十分な情報提供と明確な説明を行うこと。
- 地方の基幹産業であり、国土や自然環境の保全など多面的な機能も有する農林水産業については、経済連携の推進のあるなしにかかわらず、将来にわたり持続的に発展していけるよう、その再生・強化に向け、国の責任において、安定した財源の確保を含め、具体的かつ体系的な対策を明らかにし、講ずること。
- TPP協定への参加の可否については、都道府県など地方の意見を十分に聴き、国民合意を得た上で判断することとし、東日本大震災からの復興を目指す被災地域の活力をいささかも損なうことのないよう慎重に対処すること。